

----- 虐待の種類と具体例 -----

ネグレクト

(育児・介護などの放棄)

食事を与えない、ひどく不潔にする、病気にかかっても病院に連れていかないなど、必要な世話や介助を放棄すること



身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせるなど身体的外傷を負わせる暴力を加えること



心理的虐待

ひどい暴言や、言葉による脅し、家庭内で無視をするなど心的外傷を負わせる言動をすること



性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為を強要させること、性行為を見せること など

経済的虐待

高齢者や障がい者の年金を自分の生活費として勝手に使うこと、財産を不当に処分するまたは取得すること など



「虐待」って

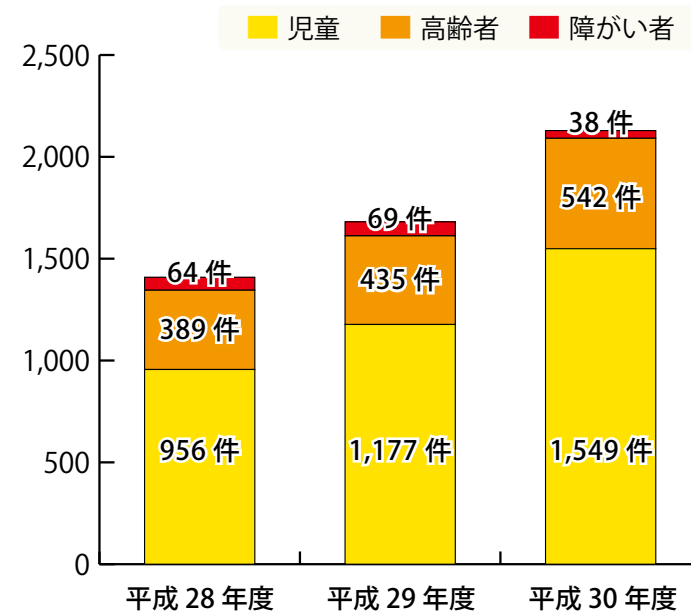
何だろう？

近年、毎日のようにテレビや新聞で報道されている「虐待」に関する事件。多くの人は自分には関係のない出来事と思っ
ていませんか？
しかし、自分の家庭、近所では本当にそんな心配はないのでしょうか？
虐待とはどんなことなのか、なぜ虐待が起きてしまうのか、誰が発見するのか、発見したらどうすればいいのか…。
この機会に虐待について学び、自分の家庭や身の回りを振り返ってみましょう。

どんなことが虐待になるの？

虐待の定義は、あくまでも子どもや高齢者などの行為を受ける側に立った定義です。介護者や親がいくら一生懸命であっても、また虐待の自覚がなくても、子どもや高齢者などにとって有害な行為であれば、それは虐待であると言えます。重要なのは「虐待か否か」ではなく、現に子どもや高齢者などの行為を受ける側にどのような影響が表れているかを考えることです。左のグラフ1は福島県における虐待件数の推移です。児童および高齢者の虐待は年々増加しており、特に児童の虐待は相談件数も多く、厚生労働省は、平成30年度における全国の児童相談所の相談対応件数が15万9850件で過去最多を更新したと公表しました。

グラフ1 福島県における虐待件数の推移



※高齢者および障がい者は、養護者による虐待の相談・通報件数。

なぜ虐待は起きてしまうのか？

どの虐待も、単純に虐待をしてしまう人だけの問題だけ起きるものではなく、その背景にはさまざまな要因があります。

育児、介護の負担や悩みを相談できる人がいない、夫婦関係の不安定さ、本人の育った環境や仕事の問題、また病気や障がいなどが複雑に絡み合って発生することが多いと言われています。

これらの背景には、少子高齢化の影響で、介護の負担が増えていることや子育てを身近に経験する機会が少なくなっていること、また核家族化による親族関係の変化などによる負担の増加が指摘されているところがあります。

こういった変化は日本の社会全体の傾向であり、虐待は他人事ではなく、どこかの家庭にでも起こりうるのだという理解が必要です。

虐待かも？と思ったら

虐待を受けている子どもや高齢者、またその家族などからは特徴的なサインが発せられることがあります。

例えば…

- 体に傷、あざなどがある
- 家にいたがらない、帰りがらない
- 汚れたままの衣類でいる
- 急に痩せてきた
- 過度の恐怖心、怯えを示す
- 情緒が不安定
- 表情が乏しい
- サービスの利用料や生活費の支払いができなくなる

しかし、このようなサインが発せられているからといって、必ずしも虐待を受けているわけではありません。虐待を見たり聞いたりしたとき、虐待かなと思ったときは無理に事実を確認しようとせず、相談窓口へ相談することが重要です。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

増え続ける児童虐待

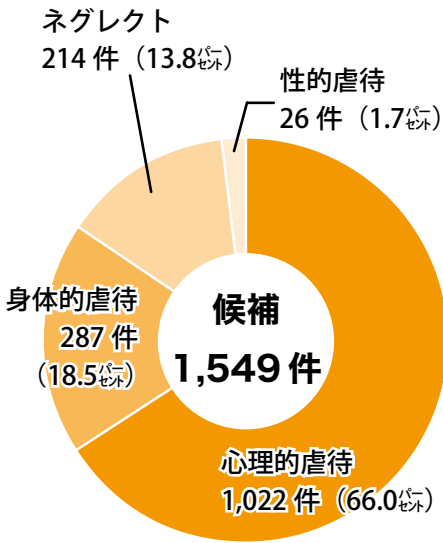
福島県における児童虐待件数を種別内訳で見ると心理的虐待の件数が一番多く、次いで身体的虐待が多くなっています（グラフ2参照）。

虐待件数の増加は、虐待自体が増えたことに加え、社会的関心の高まりによって虐待の相談・通報が増えたことが背景にあります。これは、児童虐待事件の報道の増加や、平成16年の児童虐待防止法の改正で、通告対象がそれまでの「虐待された児童」から

「虐待を受けたと思われる児童」に広がったことが要因と考えられます。

また、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待事件が後を絶たないことから、今年4月より児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、施行されました。この改正では、「親がしつけに際して体罰を加えることを禁止する」ことが明記され、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいくこととしています。

グラフ2 福島県における児童虐待の種別内訳(平成30年度)



※福島県ホームページより抜粋。

「しつけ」と「虐待」の違いは？

親はしつけのつもりでも、子どもには苦痛でしかないことがあります。しつけとは、子どもが自立して生きていくために必要なことを身に付けられるよう働きかけることです。子どものためと思って、心身を傷つけるものであれば、しつけではなく虐待となります。

体罰の正当化

「悪いことをしたらたたく」などの暴力は、歯止めが効かなくなり、エスカレートする危険性があります。

言葉の暴力

「ほかの子どもと比べて責める」など言葉で脅すことは、子どもに恐怖心を与え、自尊心を傷つけます。

発達を無視した要求

年齢に合わない早期教育の強要や、子どもの成長や発達に沿わない過剰な教育は、好ましいものではありません。

心配な時はいつでも相談を！

▼虐待かな？と思ったら

子どもや親のサインに気が付き、「育児に悩んでいるみたい」「虐待かな？」など、気になることがある時は下記相談窓口まで気軽に相談ください。相談は匿名で行うことができ、内容に関する秘密は固く守られます。

▼虐待かどうかはつきりしない時は…

「もし虐待じゃなかったらどうしよう…」と不安になり、相談することに抵抗のある人もいるかもしれません。虐待かどうかは町や児童相談所が専門的な判断をします。虐待の事実がなくても責任は問われません。少しでも児童虐待かもしれないと思ったらすぐにお電話ください。

189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来

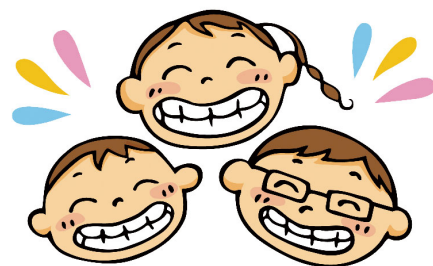
児童相談所虐待対応ダイヤル (通話料無料)

いち はやく
☎ 189

虐待かもと思ったら

※一部のIP電話からはつながりません。

「189」にかけると、住んでいる地域の児童相談所につながります。



〈相談・問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係

☎ 45-2214

子育て支援センター

(こゆりこども園内)

☎ 45-4332